

衆議院 議長 / 参議院 議長

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請願書

【請願趣旨】

本請願は「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を健康保険で自由に受けたい」という多くの国民の声に基づき、健康保険適用の適正化を求めるものです。

我が国においてこれらの治療は、西洋医学の伝来以前から命と健康を守ってきた歴史があります。西洋医学が主流となった現在においても、これらの治療を求める国民の声は大変根強く、日本国民にとってなくてはならない伝統医療であり、西洋医学との併用治療によって、相乗的な効果を発揮し、健康の保持、増進に重要な役割を果たすことは実証済です。

現在の保険制度には制限が多く、保険証の提示で必要な治療を受診できるようになっていません。これは、「国民が必要に応じて適切な医療を受ける権利」、すなわち「受療権」を侵害している状態だといわざるを得ません。

日本国憲法第25条は「すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。国はすべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とされていると共に、国際人権規約でも「到達可能な最高水準の健康を享受することは、すべての人間の基本的人権の一つ」であるとして「健康権」を提唱しているのです。

これら「生存権」「健康権」「受療権」を保障することが、国の責務であることは明瞭です。

以下の事項を請願いたします。

【請願項目】

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療を一般医療と同様に健康保険証の提示で受診できるようにして下さい

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

請願団体 健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

取扱い団体 NPO 法人医療を考える会(〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-39-7 メゾン代々木 201号)

(個人情報は、はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧治療の健康保険適用の拡大と改善を求める請

願書提出以外に使用いたしません)